

茅野市消防団総合計画

茅野市

令和5年3月

目 次

1	基本事項	
	策定の趣旨	2
2	茅野市消防団総合計画の策定方法	3
	茅野市関係課との調整	3
	地元地区、区及び自主防災組織との調整	3
	現役消防団員との調整	3
	茅野市消防委員会との調整	3
3	茅野市消防団の現状	4
	茅野市消防団の組織	4
	茅野市消防団の施設	4
	茅野市消防団の運営費用	7
	茅野市消防団の事業	8
	茅野市消防団員の優遇制度	9
4	茅野市消防団総合計画策定の課題	11
	地区、区、自治会からの意見・要望	11
	茅野市消防団からの意見・要望	12
	茅野市消防団総合計画案策定の課題	13
5	茅野市消防団総合計画	14
	地域における消防団の重要性	14
	消防団の特性	14
	消防団と自主防災組織	14
	茅野市消防団の組織	15
	茅野市消防団の施設	16
	茅野市消防団の運営費用	19
	茅野市消防団の事業	20
	茅野市消防団員の優遇制度	21
	茅野市消防団総合計画策定経過	22

1 基本的事項

地域の皆さんや現役消防団員の要望に応じて「茅野市消防団総合計画」を策定します。

策定の趣旨

人口減少や少子高齢化、また、勤務形態の変化などにより、全国的に消防団員の確保が困難な状況になっており、茅野市消防団も例外ではなく、慢性的に定員割れをしている状況となっています。

また、地域の皆さんから消防団員の削減や運営費の減額などを求める要望があり、現役消防団員からも負担軽減を求める声が多数ありました。

これらを踏まえ、茅野市消防団と消防課では、地域防災力の維持と強化を見据えた消防団組織のあり方や、地域特性に応じた車両配備等の検討を重ね、機能別消防団員の導入、団員定数や消防団行事の見直しを図り、負担軽減策の導入、報酬や手当の見直しなどの協議を行う消防団総合計画策定委員会を設置して、茅野市関係課と調整を図りながら、地区・区・消防団員の意見、要望を取り入れて、「茅野市消防団総合計画」を策定することとなりました。

2 茅野市消防団総合計画の策定方法

茅野市消防団総合計画策定委員会を組織して、地域の皆さんや現役消防団員の意見を聞きながら策定していきます。

茅野市消防団員と茅野市消防課職員で茅野市消防団総合計画策定委員会を組織して、外部機関との調整を図りながら計画案の策定をします。

(1) 茅野市関係課との調整

茅野市消防団総合計画策定委員会で作成した計画案をもとに、消防課職員により茅野市の関係課との調整を図り計画案に反映していきます。

(2) 地元地区、区及び自主防災組織との調整

茅野市消防団総合計画策定委員会で作成した計画案をもとに、地元の区長会や地区運営協議会などと調整を図り計画案に反映していきます。

(3) 現役消防団員との調整

現役の茅野市消防団員に「ながの電子申請」によりアンケートを実施。アンケート結果を関係機関で協議、調整し計画案に反映していきます。

(4) 茅野市消防委員会との調整

関係機関との調整で策定した茅野市消防団総合計画案を茅野市消防委員会に諮問して意見を求めます。

3 茅野市消防団の現状

茅野市消防団の組織、施設、運営費用、事業及び待遇などの現状の分析をしました。

(1) 茅野市消防団の組織

茅野市消防団では、自治会などを除いた多くの区に消防団の部が配置されており、地区や区で負担をしていただく中で設置、配備した屯所や消防ポンプを運用しています。また、消防団員は、地区や区のコミュニティにとって非常に重要な役割を担っており、欠かすことのできない存在となっています。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、また、勤務形態の変化などにより、小規模区では団員のなり手が少なく、消防団の部の存続が限界になっています。

茅野市の区・自治会と消防団の現状

(定数)

分団	区・自治会	部	人員(人)
本部			45
ちの分団	8	7	126
宮川分団	20	12	149
米沢分団	5	4	59
豊平分団	11	7	96
玉川分団	15	9	128
泉野分団	5	4	60
金沢分団	11	6	79
湖東分団	11	9	93
北山分団	9	5	95
中大塩分団	4	2	37
計	99	65	967

(2) 茅野市消防団の施設

ア 茅野市消防団の機械器具

茅野市では、10分団に対して自動車ポンプ10台、小型動力ポンプ付積載車1台(普通車)を配備しており、それぞれの地区や分団で決めた特定の部に配備・運用しています。

また、その他の54の消防団の部すべてに自動車ポンプや小型ポンプが、地元の皆さんから負担をしていただき配備をしています。

それに加え、車庫や待機室を備えた屯所が、ほぼすべての消防の部に設置されています。これも地元の皆さんから負担をしていただき設置されたものであるため、やはり、小さな区では機械器具の更新が限界になっています。

消防団の機械器具の現状

分団	部	人員 (人)	自動車ポンプ (台)	小型ポンプ (台)
本部		45		2
ちの分団	7	126	3	4
宮川分団	12	149	1	11
米沢分団	4	59	1	3
豊平分団	7	96	2	7
玉川分団	9	128	1	10
泉野分団	4	60	1	4
金沢分団	6	79	1	7
湖東分団	9	93	1	8
北山分団	5	95	5	
中大塩分団	2	37		2
計	65	967	16	58

消防機械器具の費用

	価格 (円)
ポンプ車	22,000,000
普通積載車	8,000,000
軽積載車	5,000,000
小型ポンプ	2,000,000

現有消防機械の更新費用

(千円)

	台数	計
ポンプ車	16	352,000
普通積載車	18	144,000
軽積載車	28	140,000
小型ポンプ	58	116,000
計		752,000

(令和元年度備品購入費予算額：20,294千円)

近隣市等の団員定数と保有機械

	人口 (人)	団員定数 (人)	自動車ポンプ (台)	小型ポンプ (台)
岡谷市	49,000	549	11	30
諏訪市	49,000	750	8	33
上田市	155,000	2,089	21	75
飯田市	99,000	1,345	17	67
茅野市	55,000	967	16	58

イ 茅野市消防団の屯所・器具置場

茅野市消防団では、茅野市からの補助金を受け10分団65部のすべてに屯所・器具置場が区や自治会の負担で設置されています。

屯所・器具置場の現状

分団	部	屯所（箇所）	器具置場（箇所）	備考
本部				
ちの分団	7	7		
宮川分団	12	6	6	
米沢分団	4	4		
豊平分団	7	8	2	
玉川分団	9	7	2	
泉野分団	4	4		
金沢分団	6	6		
湖東分団	9	4	5	
北山分団	5	5		
中大塩分団	2	1	1	
計	65	52	13	

ウ 消防団員の被服について

消防団員の被服については、平成26年から活動服を導入し、アポロキャップ、活動服、編上げ靴を貸与及び支給しました。

また、分団長以上には従来の法被も合わせて支給をしています。

消防団員被服貸与支給状況

品名	部長以下	副分団長	分団長以上
ハッピー・ズボン(乙号)			1
皮バンド			1
帽子(乙号)			1
ヘルメット	1	1	1
長靴	1	1	1
活動服上衣	1	1	1
活動服ズボン	1	1	1
ベルト	1	1	1
アポロキャップ	1	1	1
編上靴	1	1	
防寒服	1	1	1

(3) 茅野市消防団の運営費用

ア 消防団運営費について

茅野市消防団の運営費用は、茅野市から支給されていますが、地元の皆さんからも負担をしていただいているのが現状です。

イ 水利管理等委託料について

水利管理等委託料は、消火栓や貯水槽の数により茅野市から支給されていますが、この委託料も運営費の一部として分団に計上されています。

しかし、消防水利は茅野市全体に存在しますが、消防団の存在しない区や自治会もあるため、消防水利全体を管理していく体制づくりが必要となります。

また、消火栓に付随する格納箱やホースなどの管理は、茅野市から区や自治会に補助金を出して管理していただいているのが現状であるため、区や自治会の自主防災組織の役員でもある消防団員に、水利等管理委託料を支給するか議論の余地があります。

ウ 消防団員報酬、各種手当について

報酬、各種手当については、消防団員個人に支給することが原則でありますので、令和2年度から報酬、各種手当を個人支給としました。

また、報酬、各種手当の金額も市町村により差があるのが実態で、国（総務省消防庁）から金額の指針が出ているものの実際の支給金額とはかなりの差があるのが現実であり、見直しが必要です。

消防団運営費等の現状（令和元年度）

（千円）

分団	運営費	委託料	報酬・手当	計
本部	199		1,923	2,122
ちの分団	185	335	4,014	4,534
宮川分団	219	354	4,627	5,200
米沢分団	143	87	1,768	1,998
豊平分団	173	231	3,194	3,598
玉川分団	196	362	4,143	4,701
泉野分団	144	110	2,145	2,399
金沢分団	161	124	2,414	2,699
湖東分団	182	149	2,868	3,199
北山分団	163	379	4,201	4,743
中大塩分団	124	76	1,298	1,498
計	1,889	2,207	32,595	36,691

他市町村の報酬、火災出動手当の状況 (円)

所属	報酬 (一般団員)	火災出動手当	備考
茅野市	23,000	1,000	
岡谷市	26,700	1,000	
諏訪市	17,900	630	
下諏訪町	19,600	800	
富士見町	20,000		年額 5,000 円
原村	19,200	800	
長野県内 19 市平均	18,000	1,230	報酬 最大 30,000 円 最低 11,500 円 手当 最大 2,260 円 最低 0 円
消防庁指針	36,500	8,000	(令和 3 年度調べ)

エ 地元負担金について

運営費用の不足分として、区や自治会などから運営費を負担していただいて消防団活動をしているのが現状です。

地元の負担額も大きなものになっており、地区や区の財政を圧迫している状態で、やはり、小さな区では限界になっています。

自主防災組織の役員を兼務している消防団員に、役員手当等が支給されている区や自治会もありますので、消防団と自主防災組織との棲み分けを明確にする必要があります。

(4) 茅野市消防団の事業

茅野市消防団の事業は、長野県消防協会及び諏訪消防協会主催の事業に参加するものと茅野市消防団独自で実施している事業があります。

これらに加え各地区の分団独自で実施している事業もあることから、団員にかかる負担が大きなものとなっています。

また、県内の一部消防団で消防団員の負担軽減のため、ポンプ操法大会を中止して上部大会への参加を取りやめる消防団も出てきているため、全国的に物議を醸している状況で、茅野市においても市長への提言メールなどで多くの意見が寄せられているのが現状であります。

消防団事業の現状

月	事業	対象者
4	ポンプ操法指導員講習会議	操法指導員、本部機関員等
	副分団長会議 (庶務担当)	庶務担当副分団長
	茅野市規律訓練・ラッパ訓練	班長以上
	諏訪消防協会幹部・ラッパ講習会	部長以上
	春の地域安全運動 街頭広報	分団三役以上
	団幹部送別会	分団三役以上
5	消防学校「ポンプ操法科」	操法指導員、本部機関員等
	茅野防犯協会連合会総会 市 水防・土砂災害訓練	分団長以上 部長以上、担当分団全員

	茅野市防犯組合総会	分団三役以上
6	分団総合訓練（操法大会）	全団員
	防犯指導員講習会	分団三役以上
	茅野市ポンプ操法・ラッパ吹奏大会主将会議	操法指導員、本部機関員等
	茅野市ポンプ操法・ラッパ吹奏大会	全団員
7	諏訪地区大会出場チーム激励会	三役以上、担当分団
	諏訪地区ポンプ操法・ラッパ吹奏大会	三役以上、担当分団
	県大会出場チーム激励会	三役以上、担当分団
	県ポンプ操法・ラッパ吹奏大会	三役以上、担当分団
8	夏の地域安全運動 街頭広報	分団三役以上
	茅野どんばん警備	分団三役以上、各分団10名
	消防まつり	分団三役以上、本部員
	お盆特別警戒	各分団担当者
	女性消防隊科	女性消防団員
9	茅野市防災訓練	担当分団
10	県消防音楽隊交流演奏会	音楽隊
	全国地域安全運動 街頭広報	分団三役以上
	第17回 救護大会・機関訓練	全団員
11	消防学校「訓練礼式科」	
	秋の火災予防広報	三役以上、分団担当者
	ポンプ一斉点検	各部2名
12	年末特別警戒地域安全運動 街頭広報	分団三役以上
	諏訪消防協会女性団員研修会	分団三役以上、女性消防団員
	消防学校「ラッパ科」	
	年末特別警戒	三役以上、分団担当者
1	本部・分団長 新春ご祈祷（名刺交換会）	三役以上
	茅野市消防出初式・表彰式	全団員
	茅野市消防団献血	分団担当者
2	春の全国火災予防運動	
	春の枯草火災予防運動	
	新任正副分団長講習会	三役以上
	新入団員規律訓練、講習会	新入団員
	消防団、防犯組合長任命式	部長以上
消防団幹部会議・消防団互助会総会	部長以上	

（5）茅野市消防団員の優遇制度

茅野市消防団員の待遇は、茅野市が実施している消防団サポート事業と消防団員の勤務する事業所に対して認定する茅野市消防団協力事業制度があります。

しかしながら、消防団サポート事業は実績が少なく、特典のメリットが感じられないのが現状であります。

ア 茅野市消防団サポート事業制度

事業所	茅野市内 69 事業所
特典内容	事業所ごとに特典内容は相違するが、飲食代金の割引、購入代金の割引、入場料の割引、また、銀行によっては各種ローンの金利優遇などがあります。
備考	消防団員を証明するサポートカードを配布している。

イ 茅野市消防団協力事業所制度

事業所	茅野市内 40 事業所
特典内容	消防団員個人としての特典はないが、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。
備考	認定した事業所に対し表示証の交付をしている。

4 茅野市消防団総合計画策定の課題

茅野市消防団の問題は何か、地域の皆さんや現役消防団員の意見を聞きました。

(1) 地区、区、自治会からの意見・要望

①第1回アンケートの実施結果（令和2年2月実施）

対象：98区・自治会 回答：85区・自治会（回答率87%）

ア 茅野市消防団の組織

消防団員の削減は必要か・・・・・・・・・・必要91%

部の統合は必要か・・・・・・・・・・必要90%

イ 茅野市消防団の事業

消防団行事の廃止・削減は必要か・・・・・・・・・・必要98%

ウ 茅野市消防団員の優遇制度（自由記載）

適切な額の年額報酬及び出動手当の支給

②第2回アンケートの実施結果（令和2年7月実施）

対象：98区・自治会 回答：89区・自治会（回答率90%）

ア 茅野市消防団の組織

部の存続は・・・・・・・・・・出来ない・削減なら可能67%

部の統合は必要か・・・・・・・・・・必要58%

イ 茅野市消防団の施設

消防ポンプに対する補助金は・・・・・・・・・・少ない55%

ウ 茅野市消防団の運営費用

部に運営費を出しているか・・・・・・・・・・出している97%

団員手当を出しているか・・・・・・・・・・出していない63%

エ 茅野市消防団の事業

分団操法大会・・・・・・・・・・廃止・変更75%

市操法大会・・・・・・・・・・廃止・変更76%

オ 茅野市消防団に対する意見（自由記載）

毎月夜警を行っていただき、とても心強いです。

早期に計画を策定し新入団員の加入促進に繋がっていただきたい。

(2) 茅野市消防団員からの意見・要望

①第1回アンケートの実施結果（令和2年2月実施）

対象：団員911名 回答：572人（回答率は63%）

ア 茅野市消防団の組織

消防団は必要か・・・・・・・・・・・・・・・・・・必要74%

団員定数は・・・・・・・・・・・・・・・・・・削減66%

イ 茅野市消防団の運営費用（自由記載）

ご祝儀や部長会、その他金銭的な個人負担が発生している。

ウ 茅野市消防団の事業

操法大会・・・・・・・・・・・・・・・・・・廃止・変更82%

ラッパ吹奏大会・・・・・・・・・・・・・・・・・・廃止・変更75%

救護大会・・・・・・・・・・・・・・・・・・廃止・変更89%

エ 茅野市消防団員の優遇制度（自由記載）

・飲み会がきつい。煽られて飲む事も多々ある。

②第2回アンケートの実施結果（令和2年7月実施）

対象：団員911名 回答：498人（回答率は55%）

ア 茅野市消防団の組織

部の存続は・・・・・・・・・・・・・・・・・・できない・削減すればできる75%

部の統合は・・・・・・・・・・・・・・・・・・必要55%

イ 茅野市消防団施設の課題

各部に消防ポンプは必要・・・・・・・・・・・・・・・・・・必要75%

ウ 茅野市消防団の運営費用

区から運営費が支給されている・・・・・・・・・・・・・・・・・・支給80%

個人手当が支給されている・・・・・・・・・・・・・・・・・・支給14%

エ 茅野市消防団の事業（自由記載）

人員削減よりも行事を削減する方が存続に繋がる。

オ 茅野市消防団団員優遇制度の課題（自由記載）

メリットやお得感がない。

家族も使用できるようにしてほしい。

カ 茅野市消防団機能別消防団員（自由記載）

操法大会などの行事が無ければ基本団員との区別がつかない。

(3) 茅野市消防団総合計画策定の課題

以上のアンケート結果に基づき、以下のとおり課題をまとめました。

①茅野市消防団の組織

消防団を持つことに限界を感じている行政区が多く、まして、現在、消防団が存在していない区に消防団を拡充していくことはとても考えられません。

行政区単位での統廃合などではなく、すべての行政区を手当てしていくのであれば、地区単位で消防団を運営していく検討を早急にすべきです。

また、人口減少や少子高齢化に加え、勤務形態の変化などにより、全国的に消防団員の確保が困難な状況になっており、消防団が持つ要因動員力や即時対応力を発揮していくには、各地区の実情に応じた適正な団員数を確保すべきです。

②茅野市消防団の施設

屯所や消防ポンプを行政区単位で所有することは、財政面からも限界で、多くの屯所では、耐震性のない建物に消防車が格納されている状態です。

施設の維持管理は市でしていただきたいが、市の財政面も考慮した施設の共有や市配車の使用方法など、早急に検討していく必要があります。

③茅野市消防団の運営費用

消防団の運営費用や備品購入費用については、市から支給される費用で賄うことが前提であると思われるが、区や財産区から運営費用を拠出していることが多く、消防費が区の財政を圧迫しています。

消防団運営に係る適正な費用を算出し、市からの支給額も含めて関係機関へ提示していく必要があります。

④茅野市消防団の事業

茅野市消防団のポンプ操法を含む各種大会は、区長会や現役消防団員の大半から事業の中止や見直しを求められています。また、各種大会訓練が新入団員の減少につながることや区の財政まで圧迫する弊害が出ています。

消防団の事業は、上部機関の事業も数多くあるため、独自事業の見直しを早急に進め、上部機関へ事業改革の提案をしていく必要があります。

⑤茅野市消防団員の優遇制度

アンケート結果にも表れているようにメリットが少ないので使用実績も少なくなっています。今後、サポート制度を改善しながら、メリットをわかりやすく示すなど、利用を促す必要があります。

5 茅野市消防団総合計画

地域を愛し、地域から愛される持続可能な茅野市消防団を目指して「茅野市消防団総合計画」を策定します。

1 消防団員の強みと役割

(1) 地域における消防団の重要性

消防団は、市町村の消防機関（消防組織法第9条）です。構成員である団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も併せ有しています。

阪神・淡路大震災において、消防団は、消火活動、要救助者の検索、救助活動、給水活動、危険箇所の警戒活動など、幅広い活動に従事しました。特に、日頃の地域に密着した活動の経験を活かして、倒壊家屋から数多くの人々を救出した活躍にはめざましいものがありました。

こうした活動により、地域密着性や大きな要員動員力を有する消防団の役割の重要性が再認識されました。

(2) 消防団の特性

消防団は、大規模災害時をはじめとして、地域の安全確保のために大きな役割を果たしています。常備消防とは異なる以下のような特性や役割を踏まえながら、今後の消防団のあり方を考えていきます。

- 1 団員は、地元の事情等に通じ地域に密着した存在（地域密着性）
- 2 団員数は、常備職員の約10倍以上の人員（要員動員力）
- 3 災害発生時には即時に対応できる能力を保有（即時対応力）

(3) 消防団員と自主防災組織

近年発生が危惧されている首都直下地震や南海トラフ地震をはじめとした大規模災害や局所的な豪雨による土砂災害等への備えが重要視されています。

災害が大きくなるほど、被災者の数は増え、情報は混乱し、公共施設（ライフライン等）の被害は甚大になり、常備消防などの適切で迅速な対応は想像以上に困難になります。

このため、発災直後の人命救助や初期消火活動には、消防団と近隣住民で組織する自主防災組織の協力が必要になります。地域防災体制の確立に向けて、消防団と自主防災組織が連携し、地域ぐるみの防災力の向上を図っていきます。

2 課題解決に向けて

消防団が、その強みを生かし、地域防災体制の一翼を担うため、消防団が抱える課題を以下のとおり解決します。

(1) 茅野市消防団の組織

ア 消防団の適正配置

現在の茅野市消防団は、区や自治会の単位で消防部が設置されているので、消防部を組織していない区や自治会が存在します。

災害対応を考えると、消防団が茅野市のすべてを網羅することが望ましいですが、茅野市の81区、17自治会のすべてに消防の部を設置することは現実的ではないため、消防部の統廃合を実施して、地区全域、若しくは茅野市全域を管轄とする消防団になるべきだと考えます。

消防部の統廃合は、現在の1部と2部を統合して1部とする地域統合型や救急救助対応部や水害対応部など用途による統合型など、地域の特性を考慮して、消防団のみならず地区区長会や地区運営協議会などと調整をして決めていく必要があります。

この計画で示す消防団の適正配置案は、茅野市消防団総合計画策定委員会で、関係機関と調整をしながら、自動車ポンプ1台当たり20名、小型消防ポンプ1台当たり15名を目安にして、県内の消防団員の状況や現状の茅野市消防団の団員数を参考に、人口、世帯数、別荘数などから部数と団員数を算出したものです。この適正配置案をもとに、消防団、地区区長会、各地区コミュニティ運営協議会などと調整を行い、令和5年度以降、段階的に消防部の統廃合、消防団員の適正配置等を進めます。

なお、分団の管轄区域は地区全体とし、管轄内の区や自治会に消防団員がいなくても災害対応は当該分団で実施します。

イ 機能別消防団員の導入

茅野市消防団では、災害時の迅速出動や消防団員の雇用形態の変化に対応するため、基本消防団員を補完できる機能別消防団員の導入を検討してきましたが、消防団員の負担軽減を図るため、ポンプ操法大会などの事業を大幅に見直すことにより、基本消防団員にかかる負担が減少することとなり、基本消防団員と機能別消防団員の差が明確にならないため、機能別消防団員の導入は見送ることとしました。

なお、基本消防団員にかかる負担が減少することにより、消防団への入団を躊躇していた中高年者の入団も期待でき、消防団員の確保にも繋がるものと考えます。

ただし、消防音楽隊などの一定の技術や知識を消防団活動として活用する団員は、機能別消防団員として導入をしていきます。

茅野市消防団組織（適正配置案）

所属	部数	団 員 (人)							合 計
		正副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	機能別	
本部		2	3	3	1	2	13		24
音楽隊			1	1				18	20
ちの	4		1	2	4	10	63		80
宮川	6		1	2	6	15	71		95
米沢	2		1	2	2	7	28		40
豊平	4		1	2	4	10	43		60
玉川	5		1	2	5	12	73		93
泉野	2		1	2	2	7	15		27
金沢	3		1	2	3	9	30		45
湖東	3		1	2	3	12	34		52
北山	3		1	2	3	8	52		66
中大塩	1		1	2	1	5	16		25
計	33	2	14	24	34	97	438	18	627

(2) 茅野市消防団の施設

ア 消防ポンプ

この計画では、茅野市消防団が使用する消防ポンプなどの機械器具は、茅野市がそれを賄っていくものと考えています。

しかし、現在、茅野市消防団の所有する消防ポンプは、ポンプ車16台、小型ポンプ58台、合計で74台になり、そのすべての維持管理、更新等の経費を茅野市や各区・自治会で負担することは、非常に困難です。そこで、上記(1)の適正配置案で示した消防ポンプ1台当たりが必要となる団員数をもとに、上記(1)アの消防団適正配置と合わせて、段階的に持続配備可能な台数に削減するとともに、災害対応多機能型消防車や資機材搬送車を導入配備することにより、複雑多様化する災害に対応していきます。

また、地域によっては自主財源で消防ポンプの配備を求める場合がありますが、この計画では、自主財源により消防機械器具を配備、維持管理して消防部を持続運用していくことを妨げるものではありません。

なお、現在、消防団で所有している消防ポンプなどの機械器具は、できるだけ使用していき、この計画の策定後、更新される消防ポンプは、茅野市で配備していくものを分団内で共有使用していくものとします。

イ 屯所・器具置場

茅野市消防団では、現在、10分団65部に71の屯所・器具置場が、区・自治会の管理のもと設置されています。

拠点とする屯所は消防団や区・自治会などで決めていただきますが、茅野市で配備をしていく消防ポンプなどを格納する屯所の維持管理費については、その一部を各分団の運営費として交付します。

茅野市消防団の消防ポンプ等配備計画（案）

	ポンプ車	多機能消防車	資機材搬送車	軽積載車
宮川	1	1	1	3
玉川	1	1	1	2
ちの	1	1	1	1
豊平		1	1	2
金沢・湖東・北山		1	1	1
米沢・泉野		1	1	
中大塩		1		

※ポンプ車・・・自動車消防ポンプ(団員が80名を超える分団に配備)

多機能消防車・・・小型ポンプ、救助資器材、救急資器材を積載(ワゴンタイプ)

資器材搬送車・・・小型ポンプを積載し、資機材搬送もできるトラックタイプ

軽積載車・・・小型ポンプを積載する軽ワゴン車

ウ 消防団員の被服

茅野市消防団の被服は、平成26年から活動服に変更になり、現在、副分団長以下の団員、約800名は活動服のみの支給となっています。

活動服は、法被と違い何年も引き継ぎ着用できるものではないことと、破損や着替えなどの対応が必要になります。

また、安全管理の面から、活動服のみならず、ヘルメットや手袋、カップに長靴、防火衣などを計画的に支給していく必要もあるため、茅野市消防団員等被服貸与規定を策定し、計画的に消防団員全員にこれらの被服が装備されるようにします。

(3) 茅野市消防団の運営費用

ア 分団運営費

分団の運営費は、消防団員の負担軽減のため、茅野市消防団や各分団の事業が大幅に見直しをされることにより、茅野市消防団や各分団に係る財政的負担も大幅に削減することに伴い、茅野市から交付される運営交付金及び消防水利等の維持管理に伴う活動交付金で賄うこととします。

ただし、区や自治会などの役員を兼務している消防部に属する消防団員にかかる役員手当や運営費は、区や自治会の役員手当の色が濃いことから、この計画からは除外することとします。

また、分団特有の行事などがありますので、それらの費用については、地区

区長会、行政区、自治会などでご検討いただきたいと思います。

イ 消防団員報酬、各種手当について

消防団員の報酬と各種手当については、国(総務省消防庁)で示す指針と長野県内や近隣市町村の状況などを見ながら検討をしました。

消防団員報酬については、「団員」の階級の者については、国の指針に準じた改定を行うこととし、それに伴い団長、副団長等を含め全体的な報酬についても次のとおり見直しを検討します。なお、報酬の改定時期は、上記(1)アの消防団の適正配置の検討が終了し、全分団の適正配置が完了した際とします。

出動手当については、令和5年度から報酬と同様に国の指針に準じて1日8,000円とします。それ以外の出動については1日4,000円以内とします。ただし、4時間未満の出動はそれぞれ2分の1の額とします。

茅野市消防団員の報酬(案)

階級	報酬額(年額)	備考
団長	230,000円	1名
副団長	150,000円	〃
分団長 ラッパ長 音楽隊長 機関長 救護長	100,000円	14名
副分団長 副ラッパ長 音楽隊副隊長 副機関長 副救護長	60,000円	24名
部長	50,000円	34名
班長	45,000円	97名
団員 音楽隊員	36,500円	456名

茅野市消防団出動手当

(円)

出動区分	手当(1日)	備考
災害出動(搜索含)	8,000以内	4時間に満たない場合は2分の1の額
災害以外	4,000以内	

(4) 茅野市消防団の事業

茅野市消防団の事業は、長野県消防協会及び諏訪消防協会主催の事業に参加するものと茅野市消防団独自で実施している事業があります。

これらに加え各地区の分団独自で実施している事業もあることから、団員にかかる負担が大きなものとなっています。

茅野市消防団の事業は、団員のスキルアップを第一義に考え、各種事業を見直し、その開催方法を検討する中で継続して開催をしていきます。

そうした中で、団員の負担が一番大きなものであるポンプ操法大会などの各種大会については、分団ポンプ操法大会は中止、茅野市ポンプ操法大会やラッパ吹奏大会は大会に代えて、火災対応訓練やラッパ吹奏講習会を実施することで団員の負担軽減を図ります。

救護大会についても中止して、応急手当講習受講などで団員のスキルアップを図ります。

なお、長野県消防協会や諏訪消防協会が主催するポンプ操法大会やラッパ吹奏大会へは、茅野市消防団の選抜チームを派遣することとし、その選抜方法については分団長会で協議をしていきます。

茅野市消防団の年間事業計画は下記のとおりですが、ポンプ操法大会やラッパ吹奏大会、救護大会などの大会以外の行事についても、団員からの意見を集約して逐次、検証し見直しをしていくこととします。

茅野市・茅野市消防団・茅野市防犯組合 年間事業計画表

月	事業	主催
年間	ポンプ操法訓練 救護訓練	
4	消防団、地区防犯組合長任命式 消防団幹部会議・消防団互助会総会	茅野市消防団
	春の地域安全運動 街頭広報	茅野市防犯組合
5	茅野防犯協会連合会総会	茅野防犯協会
	茅野市防犯組合総会	茅野市防犯組合
	茅野市水防訓練	茅野市
	防犯指導員講習会	茅野市防犯組合
6	茅野市ポンプ操法・ラッパ吹奏選手選考	茅野市消防団
8	夏の地域安全運動 街頭広報	茅野市防犯組合
	お盆特別警戒	茅野市消防団
9	茅野市防災訓練	茅野市
10	全国地域安全運動 街頭広報	茅野市防犯組合
11	秋の全国火災予防運動	茅野市消防団
	ポンプ一斉点検	茅野市消防団
12	年末特別警戒地域安全運動 街頭広報	茅野市防犯組合
	年末特別警戒	茅野市消防団
1	茅野市消防出初式	茅野市
3	春の全国火災予防運動	茅野市消防団

【上記年間事業計画表には、分団の行事・訓練等は含まれておりません。】

(5) 茅野市消防団員の優遇制度

茅野市消防団員の待遇は、茅野市が実施している消防団サポート事業と消防団員の勤務する事業所に対して認定する茅野市消防団協力事業制度があります。

しかしながら、消防団サポート事業は実績が少なく、特典のメリットが感じられないのが現状であります。

今後は協賛店舗の増加と内容の充実を目指し、働きかけを行っていきます。

ア 茅野市消防団サポート事業

事業所	茅野市内 69 事業所
特典内容	事業所ごとに特典内容は異なるが、飲食代金の割引、購入代金の割引、入場料の割引、また、銀行によっては各種ローンの金利優遇などがあります。
備考	消防団員を証明するサポートカードを配布している。

イ 信州消防団応援ショップ事業

事業所	長野県内 1422 事業所
特典内容	事業所ごとに特典内容は異なるが、飲食代金の割引、購入代金の割引、入場料の割引、また、銀行によっては各種ローンの金利優遇などがあります。
備考	消防団員を証明するサポートカードを配布している。 県内の多くの店舗で利用が可能である

ウ 茅野市消防団協力事業所制度

事業所	茅野市内 40 事業所
特典内容	消防団員個人としての特典はないが、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。
備考	認定した事業所に対し表示証の交付をしている。

茅野市消防団総合計画策定経過

令和元年	5月	懸案事項であった茅野市消防団の課題解決のため、足立消防団長を委員長にして茅野市消防団総合計画策定委員会設置
令和2年	2月	各地区区長会に消防団に関するアンケートを実施（第1回）
令和2年	2月	全消防団員に消防団に関するアンケートを実施（第1回）
令和2年	3月	茅野市関係課との調整会議（第1回）開催
令和2年	4月	茅野市消防団役員改選により消防団長に河西千代美氏が就任併せて茅野市消防団総合計画策定委員会委員長に就任
令和2年	8月	各地区区長会に消防団に関するアンケートを実施（第2回）
令和2年	8月	全消防団員に消防団に関するアンケートを実施（第2回）
令和2年～		茅野市消防団総合計画策定委員会を月例で開催（コロナ禍による書面会議を含む）
令和4年	6月	各地区区長会へ消防団、消防課及び各地区消防委員にて消防団総合計画案を説明し、各地区での協議を依頼する。
令和4年	8月	河西消防団長・瀨消防副団長と今井茅野市長が協議し茅野市が計画策定に参画することとなる。 ※総合計画は全分団一斉施行ではなく地区協議が整った分団ごとに進めていくこととする。
令和4年	9月	河西消防団長・瀨消防副団長が各地区区長会にて総合計画策定について協力依頼
令和4年		令和4年度茅野市まちづくり懇談会において総合計画説明（一部地区）
令和4年	9月	中大塩地区区長会において中大塩分団案が承認
令和4年	10月	米沢地区区長会において米沢分団案を承認
令和4年	12月	消防団総合計画泉野地区会議において泉野分団案を承認
令和5年	1月	茅野市消防団総合計画策定委員会にて茅野市消防団総合計画最終案を確認